

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。(2011年6月現在)

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務(国債証券等のディーリング業務・投資信託受益証券等の窓口販売業務・金融商品仲介業務・店頭デリバティブ取引等)であり、当行において投資信託のお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、普通預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。
- 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引き落とします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

この契約の終了事由

当行の当契約に係る規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がない場合
- お客様が当契約に係る規定・約款に違反した場合
- お客様が当契約に係る規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の概要

商号等	シティバンク銀行株式会社
本店所在地	〒140-8639 東京都品川区東品川2-3-14 シティグループセンター
加入協会	日本証券業協会(特別会員)、(社)金融先物取引業協会
認定投資者保護団体の有無	なし
資本金の額	1,231億円(2011年3月31日現在)
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務 (シティバンク銀行株式会社は、登録金融機関(関東財務局長(登金)第623号)です。)
業務開始	2007年7月1日(1902年10月 シティバンクの前身となるインターナショナル・バンキング・コーポレーション横浜支店を開設)
連絡先	当行支店・出張所、又はシティホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522(24時間365日受付)

[当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005

投資信託受益権振替決済口座管理約款

この約款の趣旨

第 1 条 この約款は、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

反社会的勢力との取引拒絶

第 1 条 の 2 この振替決済口座は、第16条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするともに、当該お客様との振替決済口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

振替決済口座

第 2 条 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

振替決済口座の開設

第 3 条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

契約期間等

第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとします。この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

当行への届出事項

第 5 条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称等をもって、お届出の印鑑、住所、名称等とします。

振替の申請

第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 法令の規定により禁止された譲渡又は買入れに係るものその他機構が定めるもの
- 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 振次外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の振次外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - 償還日翌営業日
- 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当っては、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
- お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

振替を行う日

3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号について

は、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

質権の設定

第 7 条 お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

抹消申請の委任

第 8 条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等

第 9 条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いたします。

2 当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

お客様への連絡事項

第 10 条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - 残高照会のための報告
 - お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照会のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照会のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

届出事項の変更手続き

第 11 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項より届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。

口座管理料

第 12 条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過することにより所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

当行の連帯保証義務

第 13 条 機構又は上位機関が、社振法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされたとき、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

1 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は上位機関において、誤記憶等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかつたことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務

2 その他、機構又は上位機関において、社振法に定める消却義務を履行しなかつたことにより生じた損害の賠償義務

複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

第 14 条 当行は、当行が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当行の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当行のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 銘柄名称
- 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当行の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

第 15 条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

解約等

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他口座管理機関へお振替ください。なお、振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお渡すことがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- お客様からの解約のお申出があった場合

- お客様が手数料を支払わないとき
- お客様がこの約款に違反したとき
- 口座残高がない場合
- お客様がこの約款の変更不同意とき
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと判断した場合
- 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客様の投資信託受益権に関する取引を停止し、またはお客様に通知することができ、お客様の投資信託受益権に関する取引を解約することができます。なお、当行が通知により当行が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。

- お客様が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- お客様が、次のいずれかに該当したこと（過去に該当した場合を含む。）が判明した場合

- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号の関係者等またはその他これらに準ずる者
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 3 前2項により投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直にお支払ください。
- 4 当行は、前項の不足額を引取りの日に第12条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第12条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

緊急措置

第 17 条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

免責事項

第 18 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 第11条第1項による届出の前に生じた損害
- 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いを行つたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかつた場合に生じた損害
- 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらぬ事由により記録設備の故障等が発生した場合、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 第17条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- 当行が第16条第1項または第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によりお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。

社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

第 19 条 社振法の施行に伴い、お客様が有する特別投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特別投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づきお客様受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等当行が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

- その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 社振法に基づく振替制度に移行した特別投資信託受益権については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

この約款の変更

第 20 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

付 則

第 1 条 この約款は、2010年11月2日から施行する。